

事業報告書

(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 原田会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市中区堺町二丁目6番22号
- (3) 許可認可年月日 平成2年10月22日
- (4) 設立登記年月日 平成2年10月24日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	原田内科医院	広島県広島市中区堺町二丁目6番22号1階	該当なし
	はらだ小児科医院	広島県広島市中区堺町二丁目6番22号2階	該当なし

- (2) 附帯業務 該当なし
- (3) 収益業務 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和3年8月9日
 - ・令和2年度決算の確定
 - ・理事及び監事の改選
 - ・理事長の選任
 - ・役員報酬決定
 - 令和3年9月11日
 - ・理事及び監事の改選
 - ・理事長の選任
 - ・社員の選任
 - 令和4年6月25日
 - ・令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人原田会
所在地 広島市中区堺町二丁目6番22号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和4年6月30日現在)

1. 資 産 額	120,201 千円
2. 負 債 額	11,352 千円
3. 純 資 産 額	108,848 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A. 流 動 資 産	96,770
B. 固 定 資 産	23,430
C. 資 産 合 計 (A+B)	120,201
D. 負 債 合 計	11,352
E. 純 資 産 (C-D)	108,848

土 地 (□法人所有 ■貸借 □部分的に法人所有 (部分的に貸借))
建 物 (□法人所有 ■貸借 □部分的に法人所有 (部分的に貸借))

法人名 医療法人 原田会
 所在地 広島市中区堺町二丁目6番22号

※医療法人整理番号

貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	96,770	I 流動負債	11,352
II 固定資産	23,430	II 固定負債	0
1 有形固定資産	20,935	負債合計	11,352
2 無形固定資産	2,200	純資産の部	
3 その他の資産	295	科目	金額
		I 出資金	24,000
		II 積立金	84,848
		繰越利益積立金	84,848
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	108,848
資産合計	120,201	負債・純資産合計	120,201

法人名 医療法人 原田会

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区堺町二丁目6番22号

損 益 計 算 書

(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	257,726
2 事業費用	259,028
事業損失	-1,302
II 事業外収益	19,508
III 事業外費用	16,000
経常利益	2,206
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,206
法人税等	182
当期純利益	2,023

様式 5

法人名 医療法人 原田会

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区堺町二丁目6番22号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
無し							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人 原田会
理事長 瀧口 ふゆ子 殿

私は、医療法人 原田会の令和3年会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書及び会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月10日

医療法人 原田会

監事